

## 監査法人夏目事務所に対する検査結果に基づく勧告について

平成 20 年 4 月 16 日  
公認会計士・監査審査会

公認会計士・監査審査会は、監査法人夏目事務所を検査した結果、下記のとおり、法令に違反する行為が認められるほか、当該監査法人の運営が著しく不当なものと認められたので、本日、金融庁長官に対して、公認会計士法第 41 条の 2 の規定に基づき、当該監査法人に対して行政処分その他の措置を講ずるよう勧告した。

### 記

監査法人夏目事務所を検査した結果、以下に指摘するとおり、法令に違反する行為が認められるほか、当該監査法人の運営は著しく不当なものと認められる。

1. 当該監査法人においては、関連会社が公認会計士法（公認会計士法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 99 号）第 1 条の規定による改正前のもの。以下「旧法」という。）第 24 条の 2 に規定する大会社等に該当する会社から、旧法第 2 条第 2 項に規定する非監査証明業務である財務書類の調製に関する業務により継続的な報酬を受けているにもかかわらず、当該会社の財務書類について監査証明業務を行っていた。これは、旧法第 34 条の 11 の 2 において準用する旧法第 24 条の 2 の規定に違反している。
2. 当該監査法人においては、統轄代表社員が常に意思決定に関与し、その同意なしに意思決定できない状況にあることなどから、その他の社員は、監査法人としての組織的な業務運営の必要性を認識していない。そのため、法人の意思決定や職務権限に関する内部規程が整備されていないほか、地方事務所の管理も適切に行われていないなど、監査の品質管理のための組織的な業務運営は不十分である。
3. 当該監査法人においては、法令上提供可能な業務であるか否かを検討しなければならない状況があるにもかかわらず、何ら検討していないなど、法令等遵守態勢は不十分である。
4. 監査業務の実施においては、リスク・アプローチに基づく監査計画の立案が不十分であるなど、監査の基準に準拠していない監査手続が広範にみられる。また、監査調書の作成が不十分であり、監査手続の実施における検討過程が記録されていない監査業務があるほか、監査調書の管理が不十分である。
5. 監査業務に係る審査においては、審査を実施していない監査業務があるほか、監査上の重要な項目を検討していない監査業務を看過しているなど、審査態勢は不十分である。

お問い合わせ先 公認会計士・監査審査会事務局 審査検査室 (代表) 03-3506-6000 (内線 2470)
---